



佐賀県公報

平成18年
8月30日
(水曜日)
第 12799号

○佐賀県規則第八十八号

佐賀県知事 古川 康

(◎印は、県例規集に登載するもの)

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

◎佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

◎

"

規則

告示

(八八・医務課)一
(八九・〃)一

○道路の区域の変更

公 告

(五五一・道路課)二

○落札者等の公示

(情報・業務改革課)二
(消防防災課)三

○第二種電気工事士免状交付事務委託に係る一般競争入札

公布された規則のあらまし

○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第八八八号)

1 佐賀県立総合看護学院の休業日及び受験手続について、規定の整備を行うこととした。(第一一条及び第一四条関係)

2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則 (規則第八九号)

1 佐賀県立総合看護学院の助産学科の定員を変更とともに、当該学院の第二看護学科を廃止することに伴い所要の改正を行なうこととした。(第八条、第一一条、第二十二条及び別表第四関係)

2 この規則は、平成一九年四月一日から施行することとした。

○ 規則

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

○佐賀県規則第八十九号

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則

佐賀県知事 古川 康

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年八月三十日

平成十八年八月三十日

目次

第十一条第一項第一号を次のように改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十一条第一項第一号を次のように改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

一 佐賀県の休日にに関する条例 (平成元年佐賀県条例第二十九号) 第一条第一項に規定する県の休日

第十四条第二号から第四号までを次のように改める。

二 保健学科又は助産学科を志願しようとする者にあつては、保健師助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号) 第二十一条各号のいずれかに該当する者であることを証する書類及び看護師学校又は看護師養成所の成績証明書

三 第一看護学科を志願しようとする者にあつては、最終卒業学校長が発行する調査書及び学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第五十六条に規定する者であることを証する書類又は最終卒業学校の卒業証明書

四 その他学院長が必要と認める書類

附則 この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県立総合看護学院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

佐賀県立総合看護学院管理規則（昭和四十三年佐賀県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「十五名」を「十名」に改め、「第二看護学科 八十名（各学年四十名）」を削る。

第十一条第二号イ中「第二看護学科 五週間」を削り、同号口及びハ中「第二看護学科 一週間」を削る。

第十二条中「第二看護学科 別表第四」を削る。
別表第四を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 佐賀県立総合看護学院条例の一部を改正する条例（平成十八年佐賀県条例第三十七号）附則第三項の規定により、平成十九年四月一日以後におこなむ佐賀県立総合看護学院第二看護学科が存続する場合においては、同学科の管理に関する事項については、なお従前の例による。

○ 告 示

● 佐賀県告示第五百五一號

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年八月三十日から平成十八年九月二十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年八月三十日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域		変更前 後	幅員 メートル	延長 メートル
	区	間			
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永二十三号二二二三五番三地先から		前	四九・六	一一七一・七
	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永十九号二一九四番五地先まで		一二・八	一	

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成18年8月30日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

迎 出

- 委託業務名 ホストコンピュータ外部運用業務
- 契約の相手方を決定した手続 制限付一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成18年6月9日
- 落札決定日 平成18年7月19日
- 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社佐賀電算センター 代表取締役 宮地 大治
 - (2) 住所 佐賀市兵庫町藤木1427番地7
- 落札金額 975,450,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課

(2) 所在地 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号	(1) 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。	(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間 平成18年8月30日から平成18年9月8日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
平成18年8月30日	(3) 入札書の提出日時及び提出場所 日時 平成18年9月15日（金）午後3時 場所 佐賀県庁新行政棟 4階 危機管理センター
1 入札に付する事項	(4) 決定方法 ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。
(1) 委託名 第二種電気工事士免状交付事務委託	イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。
(2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。	6 無効入札 次のいづれかに該当する者が行つた入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
(3) 委託期間 平成18年10月1日から平成19年3月31日まで	(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者 (2) 当該入札について不正行為を行つた者 (3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
2 入札場所 受託者の事務所とする。	(4) 1人で2以上の入札をした者 (5) 代理人でその資格のないもの (6) 前各号に掲げるもののほか、入札に關する条件に違反した者
3 参加資格を証する書類の提出	6 その他
入札の参加を希望する者は、2の(1)から(5)に掲げる事項を証する書類（別紙・届出書参照）を平成18年9月8日（金）午後5時までに4の(1)に掲げる場所に提出すること。	
4 入札書の提出場所等	

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)

平成十八年八月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

- (1) 入札保証金
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第2項第2号の規定により免除する。
- (2) 契約保証金
佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除する。